

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パキスタン国アボタバード市内水道事業管理能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：パキスタン国アボタバード市内水道事業管理能力向上プロジェクト

調達管理番号：26a00139

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月30日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国アボタバード市内水道事業管理能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2027年1月 ～ 2030年12月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2027年1月 ～ 2028年5月

第2期：2028年6月 ～ 2030年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして

は、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

第2期

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期

- 1) 2027年度（2028年2月頃）

第2期

- 1) 2028年度（2029年2月頃）
- 2) 2029年度（2030年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年10月6日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年10月6日 12時まで
3	質問への回答	2026年10月9日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年10月23日 12時まで
5	プレゼンテーション	2026年10月28日 16時～（予定）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	評価結果の通知	2026年11月4日 まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パキスタン国アボタバード市内水道事業管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00334）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/9g6r9mRXZV>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00139_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	給水時間の拡大のための活動と計画	第3条2 （3）
2	パイロット活動における配水管理の内容及び実施・検証方法、並びにプロジェクト終了後にWSSC-Aが当該配水管理を給水区域全体へ展開するための仕組み・方法	第3条2 （3）

3	エネルギー監査の活動方針とWSSC-Aへの能力強化をするにあたって想定する工夫	第3条2 (4)
4	従量料金制導入に向けた課題及び対応策、並びにプロジェクト終了後にWSSC-Aが従量料金制を給水区域全体へ展開・定着させるための仕組み・方法	第3条2 (6)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相

手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2026年1月～2月
- ・ RD署名：2026年7月10日

☒別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）KPCIPの進捗に合わせた事業計画

本業務は、アジア開発銀行（ADB）の資金協力事業である「Khyber Pakhtunkhwa Cities Improvement Project（KPCIP）」により整備される上水道施設を基盤として、これらを運転・維持管理するアボタバード水道衛生公社（WSSC-A）の能力を強化し、WSSC-Aが持続的に安全かつ安定した給水サービスを提供できるよう支援するものである。具体的には、KPCIPにおいて浄水場の建設、配水管網の更新、SCADAの導入、給水管及び顧客メータの設置が進められているため、JICAの技術協力を通じて、これら施設をWSSC-Aの水道サービスの質向上に転換できるよう人材育成やマネジメント能力の強化を図る。

詳細計画策定調査時点では、KPCIPは2027年中ごろまでに完了する見込みであることを確認している。一方、本事業の活動はKPCIPの施工品質、及び工事進捗状況に大きく左右されるため、以下のプロジェクト実施方針を設定している。

1）KPCIPの施工品質に関する課題への対応

本事業は、KPCIPが完了し施設がWSSC-Aへ引き渡される前、すなわち事業実施中の段階から開始する。本方針は、他開発パートナーの資金協力により建設された施設に施工品質上の問題が生じ、技術協力プロジェクトが当初計画していた能力強化活動に着手する前にトラブルシューティングへ多くの時間を割かざるを得ず、その結果、十分な技術指導を実施できなかったという、他国の類似案件から得られた教訓を踏まえて確認されたものである。したがって、本事業はKPCIPの実施期間中から開

始し、施工不良に起因する漏水や顧客情報の未整備といった問題の未然防止に向けたモニタリングを行うとともに、WSSC-Aを通じてKPCIPに対し施工監理の強化に関する助言等の必要な対策を講じる。さらに、施工品質に課題のない状態で施設がWSSC-Aへ引き渡されるよう、WSSC-Aによる契約監理、モニタリングに対して、助言を行う。

2) KPCIPの進捗状況への対応

KPCIPが大幅に遅延した場合には、本事業の活動スケジュールや目標の達成度に影響を及ぼすリスクが存在することから、このリスクを最小限に抑えるため、本事業を第1期、及び第2期の二段階に分け、第1期終了時点までのKPCIPの進捗状況を踏まえ、第2期の活動内容、実施計画及び目標値を見直すこととしている。なお、第1期においては、KPCIPの進捗モニタリングに加え、KPCIPの進捗状況に左右されない重要業績指標（KPIs）の見直しやエネルギー監査、水利用およびWSSC-Aの水道サービスに対する満足度を把握する顧客調査等の活動を実施する。ただし、第1期における投入量は可能な限り抑制し、第2期にてKPCIPで整備された施設を水道サービスの質向上に転換する能力強化活動を十分遂行できるよう投入量の配分を調整する。

（2）JICA グローバル・アジェンダ／クラスター事業戦略における位置づけ

JICAの課題別事業戦略であるJICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」では、特に重視する事業群として、クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を定めている。本クラスター事業戦略は、水道事業体のサービスの向上と拡張によって水道料金収入を増やし、借入等による自立的な資金調達が可能となる状態を目指すこととしており、本事業はこの戦略に則ってWSSC-Aを支援するものである。

WSSC-Aに対する協力シナリオ（ローカルシナリオ）は、これまでJICA及びADBによる資金協力を通じて整備されてきたWSSC-Aの上水道施設を基盤とし、技術協力によって水道サービスの質と事業効率の向上を図り、さらに従量料金制に基づく料金徴収を導入することで財務的自立性の確保を目指すものとし、詳細計画策定調査においてWSSC-Aと議論の上、Minutes of MeetingsのAnnex 2-2として添付している。

また、JICAはクラスター事業戦略を推進するにあたって25の指標を用いて水道事業体の発展段階を判定している。WSSC-Aは、給水圧、無収水率²、及び顧客満足度を除く22の指標については取得が可能な状態になっており、顧客数（接続数）、給水能力、財務諸表はWSSC-Aのウェブサイトで公開している。JICAはこれらの指標値に基づき、WSSC-Aは水道サービスの施設基盤は有しているものの、平均隔日3時間という限られた

² 詳細計画策定調査（2026年1月）での技術者への聞き取り調査で、無収水率は約30%と推定されるということであるが、浄水場から送水される水量を測る流量計が故障中のため、正確な数値は本事業で確認する必要がある。

給水時間を拡大する必要があることや、極めて低い水準に設定されている固定料金制の見直しに基づく経営改善を重点に協力を行う必要がある「発展段階②基本的サービス向上支援型」に位置していると判定している。給水時間の拡大においては、配水管理の効率化・適正化を通じて24時間給水となることを目指す。また、財務上にも課題があり、オペレーションコストに占める水道料金カバー率は約14%³に留まっている。赤字の大部分は政府補助金に依存しており、財務の自立性確保には、使用水量に応じた料金徴収を可能にする従量料金制の導入と総括原価主義に基づく適正な水道料金設定が求められている。

パキスタンでは、パンジャブ州ファイサラバード市のファイサラバード上下水道公社（WASA-F）に対し、財務的健全性を確保するために、水道サービスの向上を起点とし、顧客満足度の改善を図ることで、使用水量に応じた従量料金制を導入し、健全な水道事業経営に繋げる好循環モデルを確立し、成果を同州内他都市に展開する取り組みを行っている。同様の支援戦略をKP州でも展開すべく、まずはWSSC-Aに対し、水道サービスの向上を起点とし、財務改善につなげることを目指す。一方、パキスタンは州の独立性が強く、また水道事業体ごとに課題は異なることから、WSSC-Aのニーズに沿った柔軟な支援が必要であることに留意する。

クラスター事業戦略のモニタリング指標は、2026年1～2月に実施した詳細計画策定調査で確認した指標値をクラスター事業戦略モニタリングシートにまとめている⁴。本事業を実施する過程で新しい指標値を確認し、クラスター事業戦略モニタリングシートを更新してJICAに提出する。データが取得できていない顧客満足度については、本事業において顧客調査を行い取得する。これらの指標は、水道事業経営の改善や、水道料金改定に対する顧客や意思決定者の理解を得るために活用することが重要である。そのため、WSSC-Aに対しても指標の活用や公開を働きかける。

（３）給水時間の拡大に向けた活動の重視

詳細計画策定調査において、40世帯を対象に水利用、及びWSSC-Aの水道サービスに関する満足度調査を行い、その結果WSSC-Aの給水時間は平均隔日3時間と極めて限定的であることが確認された。この原因は、取水施設のスクリーン維持管理の不備、乾季の水量減少、雨期の水質悪化による浄水停止、及び現在の水需要を満たす供給能力が不足していることによる供給面の問題に起因すると考えられる⁵。本事業では、この限

³ WSSC-Aのウェブサイトに掲載されている財務諸表（[WSSCA - Water and Sanitation Services Company \(WSSCA\) Abbottabad](#)）をもとに、JICAが算出。

⁴ 配付資料参照

⁵ 2010～2014年に実施した無償資金協力「アボタバード市上水道整備計画」では、水需要予測に基づき、目標年次の2016年には平均給水時間が24時間給水となるよう設計していた一方、現状平均隔日3時

られた給水時間を拡大する活動を重視し、段階的に24時間給水を実現する⁶ことを目指す。給水時間の拡大にあたっては、配水システムの流量や圧力、タンクの運用最適化等による配水バランスの調整が必要と考えており、成果2の[配水管理の最適化に関する活動]において実施⁷し、本事業の重点活動と位置付ける。

配水管理の適正化は、WSSC-Aへの技術移転および能力強化を目的として、JICA専門家とWSSC-Aが協働して実施するパイロット活動を通じて進める。パイロット活動の対象地は、WSSC-Aの給水区域に属する4つのユニオンカウンスル（Malakpura、Urban City、Kehal、Nawansher）からそれぞれ1か所ずつ選定し、計4か所で実施する予定である。WSSC-Aの給水区域には、地域によって地形の高低差があるほか、上水道に加えて井戸水を利用している地区も含まれている。このため、各地域の特性を十分に考慮したうえで、各ユニオンカウンスル内のどのエリアを対象とするかについては、本事業開始後、WSSC-AおよびJICA担当者による協議を経て決定する⁸。

（４）エネルギー監査に基づいた使用電力削減策の検討

成果2では、配水管理の適正化に関する活動に加え、使用電力削減を目的としたエネルギー監査等の活動を含む。

2.（１）に記載のとおり、WSSC-Aが財務的自立性を確保するためには、従量料金制の導入と定着による収入増加が重要である一方、効率的な事業運営による支出抑制も不可欠であり、収入増・支出減の双方を図る両輪のアプローチが必要であると考えている。

2024年度の財務諸表によると、総支出に占めるオペレーションコストの割合は約85%であり、そのうち電気代が33%を占めている。また、今後ADBにより施設整備が進んでいるKPCIPが完成すると、新規施設の稼働に伴い電気代がさらに増加することが見込まれる。

係る状況を踏まえ、本事業では、電力消費の現状とWSSC-Aの財務への影響の分析、エネルギー効率化のための計画を立案し、プロジェクト終了後もWSSC-A自身でエネルギー監査を行い、適宜見直しができるようになることを目指す。具体的活動は、第4条の「2.（１）②[エネルギー監査に係る活動]を参照のこと。

間にとどまっているため、原因分析と対応策の検討にあたっては、設計当時の水需要予測と比較しながら需要面からも分析を行う必要がある。

⁶ プロジェクト終了後のWSSC-Aの自助努力や後継案件での継続協力によって長期的な視点から24時間給水を実現することを想定しているため、ベースライン調査やキャパシティアセスメント等を実施後、本事業で目指す目標をWSSC-A、及びJICAと協議・検討の上、設定する。

⁷ プロポーザルでは給水時間の拡大のために有効な活動を原因に対する解決策として位置付け、論理的に提案すること。その際、脚注5で述べたとおり、供給面以外の問題が存在する可能性があることから、原因の特定や分析方法、その他確認すべき点があればプロポーザルに含めること。

⁸ プロポーザルでは、給水時間を始め水量や水圧を改善するための配水管理のパイロット活動の具体的な内容を提案すること。なお、対象地選定にあたって留意する点があれば含めること。

なお、エネルギー監査の目的は、単に電気代を減らすことではなく、水道サービスの質改善を継続しつつ、運転・維持管理における非効率を見直し、自立的に財務自立性を確保することである点に留意する⁹。

（５）水源保護を含む水質管理の能力強化の実施

成果3では、WSSC-AのWater Supply and Networks部門、及び水質検査ラボの職員を対象として、安全な水を安定的に供給するための能力強化を行う。

現在、WSSC-Aは水質検査ラボにおいて、濁度や残留塩素を含む24項目の検査を月に1～2回の頻度で実施しているものの、一部項目では数値データが取得できていない。また、モニタリング体制が十分に整備されておらず、適切な水質検査を行うための能力強化が課題となっている。さらに、既存浄水場における水質管理は施設所有者であるKP州公衆衛生工学局（PHED）が担っているため、WSSC-Aにとっては、KPCIPにより新設される浄水場が初めて水質管理を担当する施設となる。

このため、本事業では、水質検査体制の整備を進めるとともに、KPCIPにより新設される浄水場から配水システム、さらには利用者の蛇口に至るまで、上水道システム全体の上流から下流にわたり、適切な水質管理が実施できるよう技術指導を行う。なお、KPCIPでは水質管理に係る標準作業手順書（SOP）が簡易的に作成されることが見込まれるため、同種の文書が重複して作成されることのないよう情報収集を行い、KPCIPが作成するSOPの内容を踏まえた水質管理計画とする点に留意する。

本事業のカウンターパート機関はWSSC-Aとなるが、既存浄水場はPHEDによって運転・管理されている。主たる活動は新設された浄水場の水質管理とするが、既存浄水場においても、適宜、運転・管理状況を確認し、必要な助言をPHEDに対して行う。

また、安全な水の持続的供給には、水源汚染のリスクを最小化することが重要である。詳細計画策定調査では、既存浄水場の4つの水源のうち、1つが生活排水の流入による汚染が原因で使用停止し、別の場所に新たに水源開発を行ったことを確認している。そのため、本事業では、WSSC-Aが上水道システムのみならず水源保護¹⁰を含めた水質管理を行えるようになることを目指す。

重金属の水質分析については、詳細計画策定調査においてWSSC-Aの水源付近では、重金属汚染のリスクや事案は確認されていない。そのため、先方との協議のうえ、重金属の水質分析ができる原子吸光光度計等の検査機器の調達は行わず、必要に応じて

⁹ 配水スケジュールやタンク運用の最適化など、配水管理と一体で検討する必要があることから、エネルギー監査は成果2に位置づけている。これを踏まえ、第4条2（１）②【エネルギー監査に係る活動】で想定されている取組を参照しつつ、水道サービスの質を損なうことなく、運転・維持管理における非効率を解消し、WSSC-Aの財務改善につながり得る方策を提案すること。

¹⁰ 水源保護は、取水ポイントの周辺住民に対する説明会を通じた啓発活動を想定しており、大規模な工事を伴う排水システムの整備は想定していないが、その他追加すべきソフト面での活動があれば提案すること。

イスラマバードのラボ等に委託することとしたため、水質管理のモニタリング計画や検査手法の検討時に反映する。

（６）従量料金制への移行にむけた能力強化

成果4では従量制料金制度の導入と定着に向けた基盤構築を目指す。具体的には、3つの活動に分類される。

1つめは、WSSC-Aにおける顧客対応の強化である。まず顧客対応において重点を置くべき取組を特定し、アクションプランを策定して実施する。なお、顧客対応の取組として、WSSC-A内の取組と、顧客に向けた取組が考えられる。詳細計画策定調査で把握した状況を踏まえると、WSSC-Aの顧客対応職員は2人にとどまっていることから、増員や女性職員の配置をWSSC-Aに促しつつ、本事業の活動としては、顧客対応の研修を実施することが有効であると考えられる。また、従量制料金制度の導入直後は、顧客からの請求に関する問い合わせや苦情が多数寄せられることが想定されるため、それに対応できる体制を構築し備えておくことが求められる。顧客に対する取り組みには、従量制料金制度の導入、及び水源保全に関する顧客の意識を高める必要があることが詳細計画策定調査において確認されているため、セミナーや説明会実施などの活動を検討する。

2つめは、メータ管理に関する制度・体制整備である。WSSC-Aでは全顧客にメータを設置し、従量制料金制度を導入するのは初めての試みであるため、メータの維持管理制度は未整備である。したがって、メータ管理に関する内部規程を策定してメータ設置のプロセス、メータの維持管理体制を取り決める（メータ交換時期の規定、不良メータ発見方法・発見時の対応、故障対応、メータ精度試験等）。

3つめは、従量制料金制度に向けた準備と検針による請求・徴収業務の実施促進・効果確認である。具体的には、KPCIPから引き渡される顧客情報を用いて、顧客情報を最新の状態に整備する。KPCIPで電子的な料金請求システムが整備されない場合は、既存の顧客データとKPCIPより引渡しされた情報を統合する、KPCIPが料金請求システムを整備した場合は、その顧客データベースを活用する。また、いずれの場合も顧客情報をGISに反映させ、配管地図上に顧客情報を載せて、配水管理や料金請求業務の効率化に活かす。

上記活動を踏まえ、従量制料金制度の導入がWSSC-Aの財務状況に与える影響を分析しWSSC-Aが将来財務的に自立できるような方策を検討することや、日常のオペレーションコストをカバーできるような水道料金の策定支援を行う¹¹。

¹¹ 詳細計画策定調査も参照の上、プロポーザルにおいて従量料金制導入に向けての想定される課題を整理し、対応策を提案すること。

（７）事業運営の効率化にあたってデジタル技術の利活用

WSSC-Aは不十分なデジタルインフラやアセットマネジメントシステム、顧客の視点を水道サービスに反映するチャンネルを持っていないことによる非効率な事業運営の課題が挙げられており、DXの促進は事業を効率化し、財務を改善するためにも有用な手段と考えている。

本事業では将来的に体系的なDX検討を行うことを前提とした、導入済みのデジタル技術・システムの情報収集を行う。なお、情報収集にあたっては、同資料の付属資料である「情報収集フォーマット¹²」を活用する。

本事業では、事業運営データベース・システムの活用・改善による効率化、KPCIPにて導入予定のSCADAと高架水槽・井戸等から取得される水運用データの紐づけによる配水管理の効率化¹³、及び水量・水質・水圧といった水道事業の重要項目の日常または定期的な点検、メンテナンスの実施と記録を習慣づけ、そのデータをもとにさらに計画的なメンテナンスや分析につなげていく¹⁴ことを想定しているが、WSSC-Aと優先順位を確認しながら検討を進める。

（８）サステナビリティ主流化活動の実施

１）気候変動対策

本事業により、市民への安定的な水供給が期待され、気候変動で生じる渇水、降雨の極端化による干ばつや豪雨の発生等に対する適応策となり、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献することが期待されるため、本事業は適応策（副次的目的）に資する。また、本事業で実施する施設の運転効率化、節電対策は水資源の有効利用と省エネに寄与するものであり、緩和策（副次的目的）にも資する可能性がある。加えて、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものであると考えられる。

本事業開始後には、JICA Climate-FIT【（緩和版）「7. 省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化」】、及びパキスタン国がパリ協定に基づき策定しているNDC等を参考に、GHG排出量削減効果の推計を行うとともに、バックデータを含め結果をJICAに提出する。

¹² JICAは水道公社のDX促進に関して、体系的なアセスメントとソリューションの提案を行うべく、「水道事業体の発展段階を後押しするデジタル活用のための執務参考資料」を整備済みである。同資料は、現在のデジタル化レベル（As-is）の分析と、事業計画にもとづいた目指すべき将来像（To-be）の構築を行い、To-be像実現のために優先的に取り組むべきDXを検討する際の参考となるものである。本事業では同資料を活用した本格的なDX検討は想定しないが、DX検討の手順の記載があるため、適宜参照する。

¹³ 給水時間を拡大することを目的とした配水モニタリングシステムの構築として、再委託を定額計上している。

¹⁴ 業務効率化、データに基づいたサービス改善を目的に、タブレット等のデジタルデバイスを活用した日常・定期点検を可能にするシステム構築を想定しており、再委託を定額計上している。

2) 自然環境・生物多様性保全

JICA無償（2014年完工）で建設した浄水場の4つの取水地点のうち、1つは住民の移住増加により水源として適さない程度の生活排水が水源に流入していることを確認したため、該当取水地点からの取水は停止し、WSSC-Aは新たに水源開発を行った。当該事業の外部事後評価（2017年）では、本事象の教訓としては、水源保全のルール作りや、定期的なモニタリング方法等についての技術支援を行う提言がなされている。本事業では、これら提言を踏まえ、ADB支援で開発中の水源が汚染されないよう、水源の上流、周辺に住む住民に対して啓発活動を行う。

3) ジェンダー主流化

詳細計画策定調査の結果、WSSC-Aでは女性職員、及び女性管理職の割合が極めて低く、在籍する女性職員の多くは短期契約による期限付き雇用であり、組織内でのキャリア形成や継続的な能力向上の機会が十分に確保されていないというジェンダー課題が確認された。一方、WSSC-Aは女性職員の積極的な雇用を進めているため、これら課題の対応策（女性人材の採用・登用の促進等）を検討し、次期事業計画に含める提案を行う。また、意思決定過程に必ず女性が参画し、女性の声が反映されるように、メンバー構成や会議の進め方など、より女性が参加しやすくかつ発言しやすい環境作りを行う。

そのほか、本事業では300世帯、及び公共施設10施設を対象¹⁵に水利用状況とWSSC-Aの水道サービスに関する顧客満足度調査を実施する。これにより、女性の水利用に関連する負担、女性住民の給水アクセス状況や衛生環境、女性比率および関連課題を把握するとともに、給水区域内の医療施設、産科施設、衛生施設、学校における女性利用者の比率と給水状況についても確認する。これらの結果を踏まえ、水道が未接続となっている施設への新たな配水管敷設の可能性を含むジェンダー課題への対応策を検討する。

4) 人権尊重

アボタバード市は自然災害やアフガニスタン国境での不安定な情勢等から貧困率が高い地域であるため、詳細計画策定調査において、アボタバード市内のアフガニスタン難民およびホストコミュニティおよび貧困層／障がい者を含む脆弱層の概況、給水状況、給水アクセスからの疎外の有無等の給水における人権課題を調査した。しかし、WSSC-Aとの協議では、WSSC-Aがアフガニスタン難民およびホストコミ

¹⁵ 調査の再委託の際は、JICAが別途提供する「水衛生分野社会調査における標準質問票」を参考に仕様書を作成すること。調査サンプル数は、事業開始後にJICA担当者と協議の上、決定する。

ユニティへの給水サービスに関する特別な施策は実施していないことが分かった。一方、今後使用水量に応じて料金徴収を行う従量料金制を導入していくことにより、貧困層を含む社会的脆弱層への経済的負担が増えることが予想されるため、成果1の活動中で、次期事業計画に脆弱層への水道料金の減免制度を組み込む検討を行う。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1：WSSC-Aの事業計画が実施、モニタリングされる

活動1-1： WSSC-Aが提供する水道サービスの状況を把握するため、顧客満足度調査を計画・実施する（プロジェクト実施期間中に少なくとも2回¹⁶）。

活動1-2： 既存のKPIモニタリング項目及び測定方法をレビューし、必要に応じて追加指標を検討する。

活動1-3： 実測データに基づくKPIのモニタリングを含め水道サービスに関するWSSC-Aの事業計画に基づく取組の進捗をモニタリングする。

活動1-4： 顧客満足度調査の結果及びKPIや各種取組のモニタリング結果を分析し、日常の運営管理及び事業計画の改善に向けた課題と対応策を特定する。

活動1-5： 従量制料金制度による収入増加の効果及びジェンダー配慮事項を含め、成果2、3、4に基づく取組をレビューし、その結果を次期事業計画に反映する。

活動1-6： 周辺の水道事業体を対象に、水道サービス改善に関する経験及び取組を共有するためのワークショップを実施する。

② 成果2：WSSC-Aの配水管理能力が向上する

〔配水管理に関する活動〕

活動2-1： プロジェクト対象地域における給水サービス基準のデータを収集する。

活動2-2： WSSC-Aの全給水区域を対象とした給水サービス基準の目標値を設定す

¹⁶ 本事業の活動によってどのように変化したかを確認するため、ベースライン時、およびエンドライン時のタイミングで実施することを想定している。

る（プロジェクト終了前にサービス基準の目標値を見直す）。

- 活動2-3： プロジェクト対象地域における施設台帳を作成し、漏水修理の記録を含む施設台帳データを反映させたGISデータを整備・更新する。
- 活動2-4： プロジェクト対象地域から4つのパイロット地区を選定するための基準を定義し、パイロット地区を選定する。
- 活動2-5： 選定されたパイロット地区を対象に、配水管理計画を策定する。
- 活動2-6： 配水管理に関するOJTを通じて策定した配水管理計画を実施し、配水の最適化（例：圧力管理、ポンプ稼働時間の調整等）を図る。
- 活動2-7： 配水管理計画の試行的実施結果を分析し、配水の最適化に向けた対応策を取りまとめる。
- 活動2-8： 分析結果に基づき、配水管理計画を見直し・改善する。
- 活動2-9： 配水管理に関する標準作業手順書（SOP）を作成する。
- 活動2-10： WSSC-Aカウンターパートが主体となり、パイロット以外の配水区を対象とした配水管理計画を策定・実施する。
- 活動2-11： 試行的実施を繰り返し、配水管理計画を継続的に改訂する。

〔エネルギー監査に関する活動〕

- 活動2-12： 井戸と配水タンクについて、仕様、運転記録、維持管理記録、更新・改修計画等の資産情報を収集する。
- 活動2-13： 収集したデータを分析し、エネルギー効率化に向けた対応策を抽出する。
- 活動2-14： 対応策の実施に必要な予算も含めたエネルギー効率化計画を策定する。
- 活動2-15： 実行可能なエネルギー効率化改善策を実施する。
- 活動2-16： エネルギー監査に関する標準作業手順書（SOP）またはマニュアルを作成する。

③ 成果3：WSSC-Aの水質管理能力が向上する

- 活動3-1： 水源、浄水場、給水栓を含むWSSC-Aの水質管理に関する取組状況及び人員配置をレビューする。
- 活動3-2： 水質モニタリング計画を含む水質管理ガイドラインを作成する。
- 活動3-3： 浄水処理及び水質管理に関する標準作業手順書（SOP）のドラフトを作成する。
- 活動3-4： 浄水処理及び水質管理に関する研修を実施する。
- 活動3-5： モニタリング計画に従って水質モニタリングを実施し、水質データを

GISに取り込む。

活動3-6： モニタリング結果を日常業務の水質管理及び浄水処理に反映させ、作成したSOPを最終化する。

④ 成果4：WSSC-Aの従量制料金制度を管理する能力が強化される

活動4-1： WSSC-Aにおける顧客対応に関する現行の取組状況及び人員配置をレビューし、従量制料金制度への移行及び水源保全の観点から強化が必要な顧客対応の取組を特定する。

活動4-2： 活動4-1で特定された取組を踏まえ、顧客対応アクションプランを策定する。

活動4-3： WSSC-Aの顧客対応業務に従事する職員を対象とした研修も含めて、策定した顧客対応アクションプランを実施する。

活動4-4： KPCIPの下で実施されるメータ設置工事をモニタリング・監理し、顧客情報が適切に整備されていることを確認する。

活動4-5： メータ管理に関する規程案（メータポリシー）を作成する。

活動4-6： メータ管理に必要な人員配置を特定する。

活動4-7： メータの維持管理に関する標準作業手順書（SOP）を作成する。

活動4-8： メータの精度試験を含むメータ維持管理に関する研修を実施する。

活動4-9： 顧客データを更新し、GISに反映させる。

活動4-10： 料金請求・徴収状況を毎月モニタリングし、従量制料金制度に関連する課題を特定するとともに、改善策を実施する。

活動4-11： 従量制料金制度がWSSC-Aの財務状況に与える影響を分析する。

なお、活動1-6に基づき、KP州内の他水道事業体への成果横展開を目的として、WSSCハリプール（WSSC-H）職員を対象とした現地ワークショップを実施する。本ワークショップの想定規模は以下のとおり¹⁷。

目的	WSSC-Aにおける本事業での取組・成果をWSSC-Hに共有し、KP州内における水道サービス改善の横展開を促進する。主に成果3の水質管理能力強化に係る取組を扱い、必要に応じて、配水管理、顧客対応、従量制料金制度導入に向けた
----	---

¹⁷ WSSC-H職員の参加に係る旅費・日当は、原則としてパキスタン側負担を想定する。受注者は、研修資料作成、講師・ファシリテーション、会場設営補助、必要に応じた資料印刷等、本ワークショップの実施に必要な経費を見積りに含める。詳細は事業開始後、WSSC-A、WSSC-H及びJICAと協議のうえ決定する。

	準備等、本事業を通じて得られた実務的知見も共有する。
実施回数	1回
対象者	WSSC-H職員
参加者数	10名程度を想定する。詳細は事業開始後、WSSC-A、WSSC-HおよびJICAと協議のうえ決定する。
開催期間	3日程度を想定する。
実施場所	アボタバード市内を想定する。WSSC-Aの会議室またはJICAが利用可能な会議室等を基本とし、必要に応じてWSSC-A関連施設の視察を含める。
実施形態	対面／オンライン

(2) 本邦研修

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本の水道事業体における事業運営、配水システムの管理、水質管理などの運用実務をプロジェクトカウンターパートが習得し、アボタバード市の水道サービス改善に活用できるようになる。
実施回数	合計3回（予定） ¹⁸
対象者	プロジェクト活動に従事するWSSC-A職員
参加者数	最大8名/回
研修日数	最大14日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

¹⁸ 2029年12月までに3回実施することを想定している。これは、本邦研修とプロジェクト活動の一貫性を意識し、2030年1月～プロジェクト終了にかけて、本邦研修での学びの定着と応用をプロジェクト内で検討できるようにすることを目的としているためである。詳細は本事業開始後に担当者と相談し決定するが、プロポーザルでは、現時点で研修先の受け入れが見込まれる時期やラマダンの等の行事を加味した日程とすること。

水道事業の重要業績指標（KPIs）については、別途 JICA が提供する「クラスター事業戦略 水道事業体成長支援モニタリングシート」に記載・更新の上、JICA に年 1 回提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、収集したデータをもとに、別途受注者が提供する「クラスター事業戦略 水道事業体成長支援モニタリングシート」を更新し、提出する。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、WSSC-A の C/P を対象とし、水道サービス供給の能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の

能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。事業完了報告書については製本し、報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2023年12月）を参照する。想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	初回現地渡航前	英語	電子データ	-

半期報告・レビュー 報告書	6か月毎	日本語	電子データ	
業務進捗状況報告書	部分払い請求時	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	第1期の契約履行期限	日本語	電子データ	-
事業完了報告書	第2期の契約履行期限末日	日本語	製本	1部
			CD-R	2部
		英語	製本	6部
			CD-R	7部
プロジェクトブリー フノート	第2期の契約履行期限末日	日本語	電子データ	-
		英語	電子データ	-

- 半期報告・レビュー報告書と業務進捗報告書の作成時期が重なる場合は、発注者の指示のもと、半期報告・レビュー報告書の作成・提出を省略し、業務進捗報告書で代替することができる。
- 事業完了報告書は、プロジェクト終了3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 業務完了報告書の配布先は、以下を想定する。配布はJICAから行うため、全部数をJICAに提出する。

〔製本（日本語）〕

- JICA 地球環境部 1部

〔CD-R（日本語）〕

- JICA 図書館 1部
- 国会図書館 1部

〔製本（英語）〕

- WSSC-A 3部
- KP 州 P&D 1部
- KP 州 LGERDD 1部
- JICA 地球環境部 1部

〔CD-R（英語）〕

- WSSC-A 3部
- KP 州 P&D 1部

- KP 州 LGERDD 1 部
- 国会図書館 1 部
- JICA 図書館 1 部

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容を英語で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）事業完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度（6 項目評価に基づくプロジェクトの自己レビュー、合同モニタリング評価結果の概要等）
- ⑤ 適応・貢献、付加価値・創造価値¹⁹
- ⑥ クラスタ・シナリオとの整合性、有効性、クラスタへの貢献
- ⑦ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

¹⁹ 評価 6 項目で はカバーされない、事業実施に際しての「適応・貢献」（多様な事業環境を取り巻く変化 への適時・適切な対応）や「付加価値・創造価値」（JICA 固有のユニークな付加価値等）を視点として加え、調査・分析を行う中で特筆すべき点があった場合に記載する。

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（４）プロジェクトブリーフノート

JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

（ア）JICAプロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- ・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。一般に公開する。
- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。日本語、英語で作成する。

（イ）分量

- ・ 和文・英文共に A4 版 8～16 ページ程度を目安とする。

（ウ）作成要領

- ・ 項目立ては基本的に、「１．プロジェクトの背景と問題点」「２．問題解決のためのアプローチ」「３．アプローチの実践結果」「４．プロジェクト実施上の工夫・教訓」の４章立ての構成とする。
- ・ 作成作業の効率化のため、作成に着手する前に、全体の構成、強調すべきポイント、

工夫・教訓のまとめ方など、内容の骨子について JICA とすり合わせる。2 段組みの標準様式は修正作業が煩雑になるため、文章、図表、写真等のパーツ毎にまずドラフトし、JICA 側の確認の後、最後にレイアウトを行う作業手順とすることも可。

- ・ 1 ページ目はタイトルを配置し、その左下に JICA のロゴを入れる。受注者のロゴや社名を入れることも可能。プロジェクトの活動内容を端的に示すインパクトのある写真、対象地域の分かりやすい地図を、半ページ程度の大きさで掲載する。その後本文を記載する。本文中には、ボックス記事を入れたり、図表を入れたり、インパクトのある写真を大きく入れたりするなど、分かりやすく見栄えのよいレイアウトを工夫する。
- ・ 本文は 2 段組みとし、日本語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： MS ゴシック（太字）16 ポイント
 - タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月： MS ゴシック 10.5 ポイント
 - 章のタイトル： MS ゴシック 12 ポイント
 - 本文： MS 明朝 10.5 ポイント
 - 日本語本文中の英語表記： Times New Roman 10.5 ポイント
- ・ 英語版のフォント、サイズは以下のとおりとする。
 - タイトル見出し： Arial（太字）16 ポイント
 - 「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月： Arial 10.5 ポイント
 - 章のタイトル： Arial 12 ポイント
 - 本文： Times New Roman 10.5 ポイント
- ・ 本文の最後にプロジェクト実施期間を明記する。
- ・ 本文終了後に参考文献のリストを添付する。

（エ）作成にあたっての留意事項

- ・ プロジェクトが採用したアプローチ、成果、教訓等を、的確に、かつ論理的に記載する。プロジェクトを通じて得られたナレッジの明確化を意識し、外部の一般の読者に対してプロジェクトの意義、ポイント、成果等を分かりやすく説明する内容となるよう工夫する。必ずしもプロジェクト全体を網羅的に記述する必要はなく、ナレッジとして重要と思われる点や、対外的に PR すべき成果等に焦点を当てたまとめ方も可能。
- ・ 相手国における課題や、これまでの JICA の協力の流れなども踏まえて、プロジェクトの必要性、重要性、位置付け等が伝わるようにする。
- ・ JICA に提出する報告書ではなく、対外的に公表する広報資料であることから、外部

の方の目を見た時に分かりやすく、かつ魅力的な内容とする。業務実施報告書からのコピーとはせず、細かな実施プロセスや JCC 等の JICA 事業独自の実施体制に関する記述も、成果につながるようなプロジェクト独自の工夫以外については記述不要である。無味乾燥な事務的な文章ではなく、外部の一般の方にプロジェクトを説明するという意識で記述する。

- ・ 世界的に議論されている 이슈 (SDGs への貢献、貧困層・脆弱層支援、ジェンダー配慮、資金調達、民間セクターとの連携、キャパシティ・ディベロップメント等) との関連性など、対外的にアピーリングな内容は特に強調する。
- ・ プロジェクトの成果や、ベースラインとエンドラインの比較、インパクトや開発効果等については、できるだけ定量的、具体的に記述する。
- ・ ODA 関連の専門用語 (ジャーゴン) や略語の過度な使用は避け、平易な表現を心がける。一般になじみの少ない専門用語や組織名等の略称等を用いる場合には、初出時に説明を加える。初めてプロジェクトについて知る方でも理解できる表現とする。
- ・ レイアウト、図表、写真、地図等の見やすさに留意する。解像度の低い写真、何を意味しているのか理解しにくい写真、文字が小さすぎる図表や地図、内容が理解しにくい図表などは避ける。
- ・ 講義の様子等の似たような写真を多用するのではなく、現地の問題の実態が伝わるような写真、実習の様子の写真、活動の前後の変化が分かるような写真など、プロジェクトの取組みを的確に伝えることができるアピーリングな写真を使用する。
- ・ 改善の状況を定量的な指標によりグラフで示す、Before と After の写真の比較で示す、受益者である住民や C/P の声を載せるなど、プロジェクトの裨益効果を分かりやすく伝える。
- ・ 節や細節の見出し、図表のタイトル、写真のキャプション等は、内容は端的に伝わるような表現とする。事実関係の誤りや、不適切・不明確な表現がないか確認する。
- ・ 外国語版については、ネイティブチェックを行うとともに、プロジェクトの内容が伝わるか、読みやすいかどうかという観点から確認を行う。

(オ) パワーポイント

- ・ 「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図表、地図等を利用して、プロジェクトブリーフノートに基づくプロジェクト紹介を行うことを想定したプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する。様式の詳細は定めないが、対外的なプレゼンテーションに使用するため、見栄え、文字の大きさ (最低 18 ポイント程度)、写真や図表の見やすさ、スライドデザインの統一感等に留意

する。

(カ) 業務量の目途

0.5人月程度を目途とする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する参照資料（ガイドラインやSOP等）については、事前に相手国実施機関に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱い
1	給水時間拡大のための配水モニタリング基盤構築に係るDX調査	給水時間延長のための、配水タンクの流入管～ポンプ～タンク～流出管および各バルブのモニタリングシステム導入を想定。	1式	定額計上
2	日常点検(水量・水圧・水質)の効率化	日常点検(水量・水圧・水質)と設備管理システム：タブレットやスマートフォンを活用したデジタル化されたアプリ	1式	定額計上

	と設備管理システムの構築に係るDX調査	りを導入し、日常または定期的な点検、メンテナンス、水質分析の実施と記録を習慣づけ、そのデータをもとにさらに計画的なメンテナンスや分析などを検討・実施を想定。		
3	水利用および水道サービス満足度に係る社会調査	水利用・WSSC-Aの水道サービスに対する顧客満足度を調査するもので、一般家庭300世帯、学校・保健医療施設10施設を想定するが、再委託前にJICA担当者と協議の上、決定する。	ベースラインとエンドライン時の計2回	本見積

第7条 機材調達

- ☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ポータブル超音波流量計	浄水場出口、配水池・高架水槽の流入出管、主要配水管等に一時的に取り付け、流量を測定する。対象管径はKPCIPおよび既存施設の情報を確認のうえ最終化するが、複数口径に対応可能なポータブル型を想定する。	2	事業用物品	本見積
2	ポータブル残留塩素計	浄水場、配水池、給水栓等において残留塩素を測定し、水質モニタリング計画の実施、浄水処理・配水過程における水質管理能力強化に活用する。	2	事業用物品	本見積

3	多項目水質計	水源、浄水場、配水池、給水栓等において、濁度、pH等の基本的な水質項目を測定し、水質管理計画および水質モニタリングの実施に活用する。	2	事業用物品	本見積
4	圧力センサ＋データロガー	パイロット地区内の主要配水管、配水池・高架水槽周辺、末端給水区域等に一時的に設置し、水圧変動を一定期間記録配水し、管理計画の策定・改善に活用する。	3	事業用物品	本見積
5	電源品質アナライザ	成果2のエネルギー監査に用いる機材。	1	事業用物品	本見積
6	流量計	PHEDが運転・維持管理をする浄水場の取り替え用。送水管の管径は、Φ500。 予算として計上するが、調達、および取り付け時期はJICAと協議の上、決定する。	1	供与機材	本見積
7	ポータブル電子式テストメータ	浄水場、ポンプ場、配水施設等の電気設備において、電圧、電流、抵抗、導通等の基本的な電気測定を実施し、設備の運転状況確認や故障診断、維持管理能力の強化に活用する。	1	事業用物品	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名：アボタバード市内水道事業管理能力向上プロジェクト

Project for Improvement of Management Capacity of Water Supply Services
in the City of Abbottabad

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における上水道セクター／アボタバード市の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）は年間約2.5%の人口増加が続き、特に都市部が顕著である。また気候変動の影響を受け、都市部で使用可能な水源量が一層減少し、各種生産活動に影響を及ぼしている。かかる状況下、パキスタン政府は第13次5か年計画「URAAN Pakistan」（2024年）において「水ガバナンス」を重点分野の一つに掲げ、持続可能な地下水管理の実施、水価格の合理化、官民連携の促進を優先分野としている。また、水分野に関する包括的な政策である「National Water Policy」（2018年）では、安全な飲料水へのアクセスは全国民の基本的人権と位置付け、公共の水セクター組織のキャパシティ構築を最優先事項とするとともに、都市水道分野においては、上下水道公社の財政的持続性の確保を重要課題として挙げている。

ハイバル・パフトゥンハー（以下、「KP」という。）州における2021年時点の基本的な飲料水供給サービス普及率は91%と、パンジャブ州(98.3%)、シンド州(96.0%)等と比較して低い水準にある（WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme）。特に同州のアボタバード県を含むハザラ広域地区は79.7%に留まり、州内でも低い水準にある。さらに、KP州は、頻発する自然災害やアフガニスタン国境情勢の不安定さを背景に貧困率が高く、健康・就学率など貧困の程度と発生頻度を考慮した「多次元的貧困指数」の増加率も他州と比較し最も高い。

また、現在、アボタバード市における給水サービスは、隔日平均3時間程度の時間給水に留まっており、基礎インフラ整備や社会サービス向上が急がれる。加えて、取水源上流域では、水源域付近の住民からの生活排水流入によって水源の汚染が発生したことから、安定給水の観点より取水影響調査や他省庁との協働によるハード、ソフト両面での対策検討が必要となっている。

KP州政府は、「KP Water Act 2020」を制定し、水道事業者に対し水資源の効率的利用等を通じた適切な給水システムの提供を義務付けるとともに、基本的な給水サービスを提供するため、各市に水道衛生公社（Water and Sanitation Services Company。以下「WSSC」という。）を設立した。アボタバードでは、アボタバード水道衛生公社（以下、「WSSC-A」という。）が設立され、2017年半ばより同公社によるアボタバード市街地への給水サービスが開始した。JICAはWSSC-Aに対し、給水能力の増強および自然流下による表流水システムへの転換を目的として、2014年に無償資金協力「アボタバード市上水道整備計画」を実施し、上水道施設の整備により17,280m³/日の水生産能力を有する浄水場の建設と送配水施設の整備を実施した。また、アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）の支援により、上水道施設が整備される予定（25,920m³/日）であり、市内の水供給がさらに増強されることとなって

いる。一方、WSSC-Aは、限定的な給水時間に加え、固定料金制かつ極めて低い料金設定（一般顧客向けで約137円/月）に伴う慢性的な赤字体質であり、補助金に依存した財務状況、運転・維持管理経験の不足など、技術面・財務面で複数の問題を抱えている。WSSC-Aは水道料金からの収入が不十分であるため、給水サービスの改善のための必要な設備投資を十分に行えず、その結果給水サービス水準が向上しないという悪循環に陥っている。

以上の状況を踏まえ、アボタバード市の上水道サービスの持続的改善を図るため、WSSC-AはJICAに対し技術協力プロジェクトの実施を要請した。

(2) 上水道セクター／アボタバード市に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針」（2023年9月）では、重点分野の一つとして「人的資本への投資と社会サービスの拡充を通じた人間の安全保障の確保と社会の強靱化」が掲げられており、水・衛生はその重要な構成要素として位置付けられている。また、「対パキスタン・イスラム共和国JICA 国別分析ペーパー」（2022年10月）においても「水と衛生の確保」が重点分野であると分析している。

加えて、本事業はJICAグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）の「持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の方針、分析および戦略に合致するものである。

さらに、気候変動・環境適応の観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における第二の柱「インド太平洋流の課題対処」に位置づけられるものである。2022年4月に開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて日本政府が発表した「熊本水イニシアティブ」では、「質の高い水供給」の整備を推進するため、5年間で約5千億円の支援を実施し、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水分野の取組を加速化させる方針が示されており、同イニシアティブの方針とも整合するものである。

(3) 他の援助機関の対応

ADBがアボタバード、コハート、マルダン、スワート、ペシャワールの5つの都市を対象に、「Khyber Pakhtunkhwa Cities Improvement Project (KPCIP)」を実施している。アボタバード市内においては、4つのUnion Council (Malakpura, Urban City, Kehal, Nawansher) の水需要を満たす能力を有する上水道施設（取水施設、浄水施設、貯水施設、送配水施設、水道メータ、配水タンクおよびポンプのSCADA、流量計等）が整備される予定である（2027年7月頃に全体システムが稼働予定）。またUNICEFはWSSC-Aに対し、現場で水質を検査するための機材を提供している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、アボタバード水道衛生公社（WSSC-A）の給水区において、WSSC-Aの事業計画の実施・モニタリングの推進、配水管理能力、水質管理能力および従量制料金制の管理能力を向上させることにより、WSSC-Aの水道事業の運営管理能力の強化を図り、もってWSSC-Aの給水区において持続可能な給水サービスの提供に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

KP州アボタバード県アボタバード市におけるWSSC-Aの給水区

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：WSSC-A（約400名）

最終受益者：アボタバード市におけるWSSC-Aの給水区内の人口（約12万人）

（４） 総事業費（日本側）

4億円

（５） 事業実施期間

2027年1月～2030年12月を予定（計48カ月）

（６） 事業実施体制

実施機関：アボタバード水道衛生公社（WSSC-A）

監督機関：KP州計画・開発局（P&D）、地方自治体・選挙・農村開発局（LGERDD）

（７） 投入（インプット）

１） 日本側

① 専門家派遣（合計約 56 人月）：

- 業務主任／水道事業経営
- 水道技術
- 配水管理
- 機械・電気
- 水質管理
- 顧客サービス／料金徴収
- 情報管理／DX
- 財務／事業計画
- 社会調査／ジェンダー推進

② 研修員受け入れ：本邦研修（14 日間×3 回）

③ 機材供与：ポータブル式超音波流量計、ポータブル式残留塩素計測器、多項目水質計測器（マルチパラメータ水質計）、圧力センサー/データロガー、電力品質アナライザー、ポータブル式水道メータ検量機器、流量計（据え付け型）、ポータブル電子式テストメータ

２） パキスタン国側

① カウンターパートの配置

② 事業実施のためのサービスや施設および機材、現地経費の提供

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

パキスタンの水分野では、技術協力プロジェクト「ファイサラバード水道事業経営改善プロジェクト」（2022～2028年）を実施中であり、従量制料金制度への移行に向けた給水サービス及び水道事業経営の改善に取り組んでいる。また限られた人員体制の下で効率的な配水管理及び検針業務を実現するため、Digital Transformation（DX）の推進として、各配水区における水運用管理システムの導入や水道スマートメーターの設置を進めている。本事業では、ファイサラバードにおける好事例や教訓を参照し、WSSC-Aの現状に即した配水管理の能力強化、水道スマートメーター等デジタル技術の適切な運用、ならびに従量制料金制度の導入・定着を図ることを想定している。またKP州においては、本事業の対象地域であるアボタバード市において、無償資金協力「アボタバード市上水

道整備計画」(2010年～2014年)を実施し、同市の上水道施設(浄水場・送配水施設)を整備した。同整備事業の成果や教訓を活用することにより、本事業では、施設のより効果的な活用と日本のさらなるプレゼンス向上が期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

WSSC-Aに対して、ADBがアボタバード市内への水供給を目的とした上水道施設の整備を実施し、UNICEFが水質検査機器を供与している。本事業では、これら施設・機材の活用と運転・維持管理に係る能力強化を通じて、WSSC-Aの持続的可能な水供給能力の向上が期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

- ② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)に掲げる上水道及び下水・廃水処理のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 横断的事項

本事業により、市民への安定的な水供給が期待され、気候変動で生じる渇水、降雨の極端化による干ばつや豪雨の発生等に対する適応策となり、気候変動に対するレジリエンス強化に貢献することが期待されるため、本事業は適応策(副次的目的)に資する可能性がある。また、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものであると考えられる。

また、本事業では、水道施設の運転・維持管理の改善や管理能力の向上を通じて、水資源の効率的な利用および水源環境の保全に寄与することが期待される。具体的には、水源周辺住民への啓発活動を実施し、水源汚染の防止と水質保全を図ることで生物多様性保全(副次的目的)に資する。

さらに、本事業の初期段階に実施予定の顧客調査において、当該脆弱層の概況、給水状況および水へのアクセスに関する課題を改めて把握し、人権の観点から必要な対応策の検討を行う。従量制料金制度の導入に際して、本事業において貧困層に配慮した水道料金減免措置等を検討するため、本事業は公平性の確保および人権の尊重に資する取組となる可能性がある。

3) ジェンダー分類：「(GI(S)) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由> 調査の結果、カウンターパート機関の女性職員および女性管理職の割合が低く、在籍する女性職員の多くは短期契約による期限付き雇用であり、組織内でのキャリア形成や継続的な能力向上の機会が十分に確保されていないジェンダー課題が確認された。それに対し、本事業で作成・実施・モニタリングされるWSSC-Aの次期事業計画に、女性人材の採用・登用の促進等の課題の対応策を検討し、盛り込まれることを指標として記載しているため。また、女性の水利用に関して有効なデータがないという課題に対し、本事業における詳細調査にて、女性住民の給水アクセス状況や課題、衛生環境に加えて、給水区域内に所在する医療施設、産科施設、衛生施設及び学校における女性利用者の比率及び給水状況を把握し、当該地域への新たな配水管敷設の可能性を検討するため。

(10) その他特記事項

事業対象地域のアボタバード市は外務省海外安全情報において危険情報がレベル2(不要不急の渡航中止)、JICA国別安全対策措置上、安全管理部長承認の地域に

指定されている一方、周辺には危険レベル3およびレベル4の高危険地域が近接している。そのため、平時からの最新情報の収集に努めるとともに、JICA安全対策措置を厳格に遵守する。加えて、移動にあたっては防弾車を使用し、安全の確保を徹底する。また、JICA専門家のアボタバード滞在中は、パキスタン側が安全を確保のために必要な措置を講じることをミニッツで合意している。

本事業は、ADBの事業進行に合わせた二期構成で実施する。第1期では、KPCIPの進捗状況に左右されない活動の実施に加え、関連工事の進捗モニタリングを行う。これらの結果を踏まえ、必要に応じて第2期の開始時期および活動内容を見直すことで、事業全体の実効性を確保する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：WSSC-Aの給水区において、持続可能な給水サービスが提供される。

指標及び目標値：

1) WSSC-Aの給水サービス区域における給水サービス基準²⁰が、プロジェクト終了時の水準を維持、あるいは改善している。

2) 顧客満足度調査の回答者のうち、xx%以上²¹が、WSSC-Aの給水サービス区域における給水量、給水時間、水圧、水質に満足している。

3) 運転・維持管理（O&M）費回収率がプロジェクト終了後改善している。

(2) プロジェクト目標：WSSC-Aの水道事業の運営管理能力が強化される。

指標及び目標値：

1) 主要業績指標（Key Performance Indicators: KPIs）とともに改善活動の実施結果がWSSC-Aの理事会（BOD）に定期的に報告されている。

2) プロジェクト対象地域²²における給水サービス基準が設定された目標値を満たす。

3) 運転維持管理（O&M）費の回収率がベースラインと比較して改善する。

(3) 成果

成果1：WSSC-Aの事業計画が実施、モニタリングされる。

成果2：WSSC-Aの配水管理能力が向上する。

成果3：WSSC-Aの水質管理能力が向上する。

成果4：WSSC-Aの従量制料金制度を管理する能力が強化される。

(4) 主な活動

成果1：事業計画の実施・モニタリングの推進

1-1. WSSC-Aが提供する水道サービスの状況を把握するため、顧客満足度調査を計画・実施する（プロジェクト実施期間中に少なくとも2回）。

1-2. 既存のKPIモニタリング項目及び測定方法をレビューし、必要に応じて追加指標を検討する。

1-3. 実測データに基づくKPIのモニタリングを含め水道サービスに関するWSSC-Aの事業計画に基づく取組の進捗をモニタリングする。

1-4. 顧客満足度調査の結果及びKPIや各種取組のモニタリング結果を分析し、日常の運営管理及び事業計画の改善に向けた課題と対応策を特定する。

1-5. 従量制料金制度による収入増加の効果及びジェンダー配慮事項を含め、成果

²⁰ 給水サービス基準は、成果2で測る水量、給水時間、水圧、水質の4つの項目を指す。

²¹ 目標値の「xx%」は、プロジェクトで実施する初回顧客満足度調査の結果をもとに設定する。

²² プロジェクト対象地域とは、WSSC-Aの給水地区である4 Union Councilsと同義である。

- 2、3、4に基づく取組をレビューし、その結果を次期事業計画に反映する。
- 1-6. 周辺の水道事業体を対象に、水道サービス改善に関する経験及び取組を共有するためのワークショップを実施する。

成果2：配水管理能力の向上

〔配水管理に関する活動〕

- 2-1. プロジェクト対象地域における給水サービス基準のデータを収集する。
- 2-2. WSSC-Aの全給水区域を対象とした給水サービス基準の目標値を設定する（プロジェクト終了前にサービス基準の目標値を見直す）。
- 2-3. プロジェクト対象地域における施設台帳を作成し、漏水修理の記録を含む施設台帳データを反映させたGISデータを整備・更新する。
- 2-4. プロジェクト対象地域から4つのパイロット地区を選定するための基準を定義し、パイロット地区を選定する。
- 2-5. 選定されたパイロット地区を対象に、配水管理計画を策定する。
- 2-6. 配水管理に関するOJTを通じて策定した配水管理計画を実施し、配水の最適化（例：圧力管理、ポンプ稼働時間の調整等）を図る。
- 2-7. 配水管理計画の試行的実施結果を分析し、配水の最適化に向けた対応策を取りまとめる。
- 2-8. 分析結果に基づき、配水管理計画を見直し・改善する。
- 2-9. 配水管理に関する標準作業手順書（SOP）を作成する。
- 2-10. WSSC-Aカウンターパートが主体となり、パイロット以外の配水区を対象とした配水管理計画を策定・実施する。
- 2-11. 試行的実施を繰り返し、配水管理計画を継続的に改訂する。

〔エネルギー監査に関する活動〕

- 2-12. 井戸と配水タンクについて、仕様、運転記録、維持管理記録、更新・改修計画等の資産情報を収集する。
- 2-13. 収集したデータを分析し、エネルギー効率化に向けた対応策を抽出する。
- 2-14. 対応策の実施に必要な予算も含めたエネルギー効率化計画を策定する。
- 2-15. 実行可能なエネルギー効率化改善策を実施する。
- 2-16. エネルギー監査に関する標準作業手順書（SOP）またはマニュアルを作成する。

成果3：水質管理能力の向上

- 3-1. 水源、浄水場、給水栓を含むWSSC-Aの水質管理に関する取組状況及び人員配置をレビューする。
- 3-2. 水質モニタリング計画を含む水質管理ガイドラインを作成する。
- 3-3. 浄水処理及び水質管理に関する標準作業手順書（SOP）のドラフトを作成する。
- 3-4. 浄水処理及び水質管理に関する研修を実施する²³。
- 3-5. モニタリング計画に従って水質モニタリングを実施し、水質データをGISに取り込む。
- 3-6. モニタリング結果を日常業務の水質管理及び浄水処理に反映させ、作成したSOPを最終化する。

成果4：従量制料金制度の管理能力の向上

- 4-1. WSSC-Aにおける顧客対応に関する現行の取組状況及び人員配置をレビューし、従量制料金制度への移行及び水源保全の観点から強化が必要な顧客対応

²³ WSSCハリプールの職員もオブザーバーとして招聘し、研修に参加できるようにする。

- の取組を特定する。
- 4-2. 活動4-1で特定された取組を踏まえ、顧客対応アクションプランを策定する。
 - 4-3. WSSC-Aの顧客対応業務に従事する職員を対象とした研修も含めて、策定した顧客対応アクションプランを実施する。
 - 4-4. KPCIPの下で実施されるメータ設置工事をモニタリング・監理し、顧客情報が適切に整備されていることを確認する。
 - 4-5. メータ管理に関する規程案（メータポリシー）を作成する。
 - 4-6. メータ管理に必要な人員配置を特定する。
 - 4-7. メータの維持管理に関する標準作業手順書（SOP）を作成する。
 - 4-8. メータの精度試験を含むメータ維持管理に関する研修を実施する。
 - 4-9. 顧客データを更新し、GISに反映させる。
 - 4-10. 料金請求・徴収状況を毎月モニタリングし、従量制料金制度に関連する課題を特定するとともに、改善策を実施する。
 - 4-11. 従量制料金制度がWSSC-Aの財務状況に与える影響を分析する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：
 - ・ KPCIP で整備された新浄水場による給水が、2027 年 7 月までに開始される状態にある。
- (2) 外部条件：
 - ・ KPCIP の下で整備される給水システム全体²⁴が、計画どおりにコミッショニングを完了し、2027 年 7 月までに給水を開始する。
 - ・ 正確な顧客情報を含む料金請求データが、計画どおり WSSC-A へ引き渡される。
 - ・ 従量制料金制度に基づく水道料金体系が、KPCIP からの引渡し時まで、規制当局により承認される。
 - ・ 取水口における水源が汚染されない。
 - ・ 取水口において十分な水量が確保されている。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

タジキスタン国「ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」、「第二次ハトロン州ピアンジ県給水改善計画」（無償資金協力、2024年度事後評価）では、同事業で水道メータが設置され、従量料金制のための料金徴収システムが構築・導入されたこと、また、後継の技術協力プロジェクト「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給 水事業運営能力強化プロジェクト」（2017~2021年）によって従量料金制の定着が図られた結果、住民による水の使用量が節約でき、同事業対象地域以外の村々に給水区域が拡大したという教訓が得られている。現在実施中のADB事業（KPCIP）によって水道メータが導入される予定のため、本事業でも、水道メータを活用し、使用水量を既存の顧客データと統合した上で段階的に従量料金制を導入することをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、パキスタン国の開発政策及び開発ニーズ、並びに日本の援助政策と合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。SDGsのゴール6

²⁴ 「給水システム全体」はSCADAの設置・稼働、給水管の敷設、顧客メータの設置を含み、これらの施設整備及び試運転が完了し、実際に給水サービスを開始できる状態になっていることを指している。

「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」、ゴール13「気候変動とその影響への緊急の対処」及びゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」の達成にも貢献すると考えられることから、JICAが本事業を実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始3カ月以内 ベースライン調査
事業終了時点 完了時評価

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録(R/D)に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/Pのオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/Pとの協働作業を通じて、C/Pがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記C/Pのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めたPDM（Project Design Matrix）、必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/Dの変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者がR/D変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水道経営／水道技術（特に、配水管理の適正化）の技術協力に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：パキスタン国及び全開発途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2027年1月より現地業務を開始し、ワーク・プランを提出する。契約期間中に、業務進捗状況報告書、最終報告書（案）を提出し、履行期限の2030年12月までに事業完了報告書を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 55.80 人月

本邦研修に関する業務人月7.80を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 延べ62回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 給水時間拡大のための配水モニタリング基盤構築に係る DX 調査
- 日常点検（水量・水圧・水質）の効率化と設備管理システムの構築に係る DX 調査
- 水利用および水道サービス満足度に係る社会調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- R/D
- 詳細計画策定調査報告書
- クラスタ事業戦略「水道事業体成長支援」モニタリングシート
- 水道公社 DX 促進 執務参考資料（日本語版、英語版）
- 「水道事業体における DX 活用促進・デジタルアーキテクチャ作成のための基礎情報収集・確認調査」報告書（情報収集フォーマットを含む）

2) 公開資料

- アボタバード市上水道整備計画事後評価報告書（2017 年）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1060200_4_f.pdf
- アボタバード市上水道整備計画事前評価表（2010 年）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1060200_1_s.pdf
- アボタバード市上水道整備計画準備調査報告書（2009 年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000252074.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 先方実施機関であるアボタバード水道衛生公社（WSSC-A）の幹部やKP州政府の関係者は英語での協議が可能ですが、地域住民とのコミュニケーションはウルドゥー語が基本となります。地域住民とのやりとりを行う際は、WSSC-Aの職員に同行してもらうことを想定しています。
3	執務スペース	有 WSSC-Aが、本庁舎オフィス内にスペースを用意する予定です。
4	家具（机・椅子・棚等）	有 WSSC-Aが、本庁舎オフィス内の執務スペースに用意する予定です。数が足りない場合は、WSSC-Aと協議していただきます。
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、

現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

特に、移動の際は防弾車の使用を必須とします。パキスタン事務所が防弾車を2台保有しており、貸与は可能ですが、常に利用できるとは限らないため、全体工数の8割程度を見積もりに計上してください。

また、渡航ごとにKP州へ渡航申請（No Objection Certificate）をパキスタン事務所経由で申請する必要がありますので、ご注意ください。詳細は、プロジェクト開始後 JICA 担当者から説明いたします。

契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

265,916,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（89,531,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費		26,771,000円	本邦研修3回分の報酬、及び直接経費。 1回あたりの経費内訳は以下のとおり。 - 事前業務：1.4人月 （3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点で3号0.6人月、5号0.6人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可） - 直接経費：888,000円。	報酬 国内業務費
2	給水時間拡大のための配水モニタリング基盤構築に係るDX調査		5,000,000円		再委託契約
3	日常点検（水量・水圧・水質）の効率化と設備管理システムの構築に係るDX調査		4,000,000円		再委託契約
4	防弾車レンタル費用		53,760,000円	事業対象地のKP州アボタバード市は防弾車での移動を必須としています。パキスタン事務所でも2台の防弾車を保有していますが、利用可否は空き状況によるため、全行程の8割をレンタルとし、2割をパキスタン事務所からの貸与	

				とする想定とします。	
--	--	--	--	------------	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

- 1) 外務省海外安全情報において、事業対象地域のアボタバード市の危険情報はレベル2（不要不急の渡航中止）に指定されている一方、周辺には危険レベル3 およびレベル4の高危険地域が近接しています。そのため、平時からの最新情報の収集に努めるとともに、JICA安全対策措置の遵守をお願いします。

別紙4：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者及び副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

（1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

（2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上